

京都大学	博士 (教育学)	氏名	片山 (長谷) 綾子
論文題目	心理臨床における環境的アプローチに関する実践研究 — 臨床家のかかわりをめぐる精神分析的考察 —		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、臨床経験から提起された心理臨床家 (以下、臨床家) が心理臨床の営為をとりまく環境といかにかかわり、その体験をクライアントにいかにか還元するかという問いに関する実践研究である。本論文では「環境」を①クライアントにとっての環境としての臨床家や面接室、②クライアント、臨床家にとっての環境としての組織、組織に所属する協働者、③さらに②をとりまく環境としての社会、その社会に生きる家族や知人を含めた様々な人々、を含めるものと定義する。また「環境的アプローチ」について本論では、個別面接の実践を軸とした環境とのかかわりについて詳細に探究することに重点を置く。</p> <p>まず第一章で筆者の実践例提示、考察を通じて以下の問題提起を行う。①心理面接と環境のプロセスの相互性、②機関特性や職員集団など、心理臨床をとりまく環境の力動的アセスメントの枠組みと臨床的活用、③環境とのあいだで生じる、臨床家の情緒体験の臨床的意味である。そこで第二章では、精神分析における環境について、第三章ではさらに範囲を広げ、心理臨床における環境的アプローチについての文献研究を通し、その可能性と限界についての検討から、本論文が展開される。</p> <p>第四章では、「協働」を取り上げ、臨床家ならびに他職種の専門家に協力者を募り、多職種協働で困難が生じるプロセスに関する半構造化面接による調査研究を行っている。協働者とのコミュニケーションで体験された情緒に着目し、グラウンデッドセオリー・アプローチによる分析の結果、職種にかかわらず、支援者が協働者に抱くネガティブな想像を含む内的な過程が、協働関係の悪循環を生み出していることが明らかとなった。これらをふまえ第五章では、治療構造論を援用した環境の力動的アセスメントを考察の軸としながら、子ども相談機関での体験に基づく検討を進めている。さらに第六章において、臨床家自身の現実がもたらす意味も含め、医療機関での事例から、心理臨床の「場」とその「場」を置く機関、さらにそれをとりまく社会といった三層構造として見立てた環境について詳細な検討を行っている。</p> <p>第七章では、臨床家を取り巻く環境をスーパーヴィジョンという視点から捉え直す。スーパーヴィジョンの場は、スーパーヴァイザーがクライアントの苦痛を受け、抱えきれなくなった情緒がたち現れるところであり、その現象をスーパーヴァイザーが敏感に感受し、スーパーヴァイザーが「今、ここ」で体験する情緒を手がかりに、クライアントがこころの内に抱えきれず外に投げ出してしまった情緒について考え、味わう時空間を提供するかかわりが重要であると言及する。第八章は、総括として第一章で提起した問題に対する総合的検討を入念に行っている。まず①について、心理面接と環境の両プロセスはともにそこで生じる相互的な関係性が核となって進展し、さらにその両プロセスが相互に絡まり合う形で発展すると述べる。②を元にした検討から、臨床家自身の情緒を活用したアセスメントの視座と、環境との相互的な関係性に着眼した観点に本論文の独自性が見出せることを主張する。③に関して、臨床家が環境に巻きこまれながらもいきいきと情緒を体験し、面接の内外を往還しつつ生起する事態について考え、クライアントの理解につなげる能動的な姿勢が、心理臨床の営為—生命システム—の有機的なプロセスを創出し、クライアントの変容をもたらすことを示している。さらに終章で今後の課題と展望をまとめ、本論文は締めくくられている。</p>			

(論文審査の結果の要旨)

本論文の特徴として以下の4点があげられ、いずれも完成度が高く、秀逸した論考と評価できる。第一に、第一章で環境的アプローチをめぐる問題として提起された点は、著者の臨床家としてのはじまりから現在までの長きにわたって実践的経験的に見出されたところであり、幅広く心理臨床実践に貢献できる視点を持つことである。つまり心理臨床実践における「環境的アプローチ」は、それ自体極めて重要な問題でありながら、実践的に取り上げ、体系立ててまとめ上げられた論文は散見されるのみであり、本論文が独創性をもった、極めて価値の高いものと評価することができる。第二に、著者が本研究科の臨床実践指導者養成コースに所属したことで、これまでの経験に新たな「知」が加えられ、それをも包含した論文としてまとめ上げられたところである。加えて第三には、ともすると心理臨床の実践論文が著者自身の世界観に彩られ、狭小な視野でまとめられることが危惧される中で、臨床家と他職種の専門家にまで対象を広げたりサーチを加えることで、客観的な指標を持つ論文であるといえる。最後には、これらの素材が「環境的アプローチ」というキーワードのもとに、多角的な考察を経て見事に独自の主張を繰り広げるところである。以下、これらの観点にそって、審査の結果の要旨をまとめる。

第一の点としては、序章から第一章にかけて著者が臨床実践経験から紡ぎ出した臨床的問いが提起されていることにある。ここからまず、心理臨床実践研究における独自性をみることができ、真摯に臨床的实践を重ねてきた臨床家から生まれてくる「臨床の問い」とそれによって見出される「臨床の知」が本論文の根幹となっている。その問題提起の後、2章にわたる文献研究によって、さらに提起された問題にかかわる丁寧なサーベイがなされ、著者が、精神分析的思考をもとに検討を進めていく流れになることを明示している。ここで取り上げる問いは、①心理面接と環境のプロセスの相互性、②心理臨床をとりまく環境の力動的アセスメントの枠組みと臨床的活用、③環境とのあいだで生じる、臨床家の情緒体験の臨床的意味を明確にすることの3点である。そしてそれらは、臨床素材、調査研究によって明快に考察されていく。第二の点は、上記の②にあげられた力動的アセスメント、さらに第七章でこれらの問いに基づく検討のための素材としてあげるスーパーヴィジョンの観点は、著者がもともと実践経験によって培われた知見のみではなく、本研究科での学びによってそれまでの経験知をさらに高め、視野を広げた実践的リサーチを重ねたことでまとめあげることが可能となった、と評価できるところである。第三には、第四章でまとめ上げられた調査研究からの視点を加えたことによる。とりわけ、「協働」をテーマに、心理臨床家および他職種の専門家から多職種協働で困難が生じるプロセスに関する面接調査を実施し、困難な事態においては、専門家ながら基本的なコミュニケーションが閉ざされてしまう事実を取り上げ、その背景と対処について意識的、無意識的次元から詳細な考察を行っているところは高い評価に値する。

最後の観点は、第八章の総括部分で、これまでの分析と考察を丁寧に見直し、各章との往還から、独自の主張をまとめ上げているところにある。問題提起の①で見出された心理面接と環境とのプロセスの相互性について、「生命現象」が織り成す有機的なネットワーク・プロセスとして捉える視座を提示し、筆者の説く「心理面接と環境のプロセスの相互性」とスーパーヴィジョンのパラレル・プロセスの概念を比較し、前者が後者を包括する概念であること、相互力動的なプロセスに主眼を置くことを述べている。次の②においても、力動的アセスメントの活用においては、臨床家がクライアントとかかわる自身の内的な動きにいつでも注意を払うのと同様に、環境とかかわる際の内的な動きについても注意を払い続ける必要があることに言及し、その

ための永続的な訓練の必要性についても述べている点をあげることができる。さらに③の問いへの考察も含めて、環境の文脈にあえて巻き込まれるという臨床的意味を考察し、クライアントにかかわる変容のプロセスを提示するに至った論考の奥深さも極めて高い評価をもたらしている。著者が基板とする理論である Winnicott の環境論に立ち戻り、臨床家に「憎まれていることに到達した後で、はじめて愛されていることを信じられる」クライアントのニーズという観点から、環境的アプローチの本質について論考を深め、臨床家がクライアントの環境として生き残るためには、自らをとりまく環境と情緒的にかかわる必然が生じることを追究している。またここでさらに心理臨床の他の理論から結論を再考し、発展的な結論へと導く作業をしてまとめ上げ、多角的な考察を持って臨床の知を示す心理臨床実践論文としての意義を見出すことができる。

試問では、いずれの調査委員からも、極めて多岐にわたる問題に対して心理臨床の実践現場からの問いに端を発し、丁寧に事例研究を中心にまとめられた労作との高評価を得た。「環境」という視点は、心理臨床に極めて重要な視点であり、本論文をまとめ上げる上で立脚した精神分析の理論、中でも Winnicott の環境論を重視することの意義について、また、セラピーにおけるかかわりとそのプロセスの理解について、さらには中間に挟み込まれた臨床家を対象とした質問紙調査の質的分析に関する議論が交わされた。しかしこれらの議論は、本論文の価値を損なうものではなく、むしろ、今後の著者のさらなる臨床実践活動、指導者としての活動に重要な視点をもたらすものであった。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和元年 11 月 13 日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表に際しては、（期間未定）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降